



八千代市監査公表第17号

令和元年11月26日

八千代市監査委員 江頭 博彦

八千代市監査委員 大谷 益世

八千代市監査委員 木下 映実

平成30年度監査（財務部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成30年11月28日付け八監第318号により提出した平成30年度監査（財務部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
資産管理課	要望事項	<p>1 普通財産について</p> <p>【所見】</p> <p>資産管理課で所管する普通財産について、貸付、売却等の有効活用が可能と思われるものが散見されることから、活用可能性について再度検証し、公共施設等の一体的なマネジメントを考慮した上で、積極的な活用方策を検討されたい。</p> <p>(平成 28 年度及び 29 年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成28年度及び29年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き積極的な活用方策を検討されたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>貸付、売却等の有効活用が可能な普通財産については、立地条件等を踏まえ、活用方法の検討及び事務等を進め、緑が丘西 5 丁目 21 番 5 及び 21 番 9 (1,694.53 ㎡) の売却、旧八千代市農業研修センター用地の売却に向けた施設の解体及び旧市営村上団地跡地の有効活用に向けた事務等に取り組んでまいりました。</p> <p>引き続き、有効活用が可能な普通財産について活用方策を検討し、積極的に貸付、売却等に取り組んでまいります。</p>